

委員会提出議案第6号

インボイス制度導入において慎重な対応と支援強化を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和4年12月21日

岩倉市議会議長 伊藤隆信様

提出者 総務・産業建設常任委員会  
委員長 井上真砂美

## インボイス制度導入において慎重な対応と支援強化を求める意見書

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められている。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行に影響を与え、仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、新規起業者や個人事業主の育成が停滞することが懸念される。

今コロナ禍やウクライナ情勢の中、物価上昇や原材料等の高騰で、中小企業・自営業者の経営危機も見られ、インボイス制度に対応できる状況が疑問視され、多くの中小企業団体、税理士団体が「凍結」、「延期」、「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済社会においても、地域に根差して活動する中小企業・自営業者の存在は不可欠であり、税制で民間の経済活動等を阻害することはあってはならない。また、国において消費税インボイス制度導入に向けて負担軽減策の検討も進められているが、現時点では未だ納税者の理解も不十分であり、拙速であると言わざるを得ない。

よって、政府におかれては慎重に対応すると共に中小企業・自営業者に対する支援強化を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣